

「Coincheck 利用規約」の一部改正について

下線部変更
(2017年7月31日)

現 行	変更後
<p>第3条 (登 録)</p> <p>1～3 (省 略)</p> <p>4 当社は、登録希望者が、以下の各号のいずれかの事由に該当する場合は、登録を拒否することがあります。</p> <p>(1)～(3) (省 略)</p> <p style="padding-left: 100px;">(新 設)</p> <p style="padding-left: 100px;">(新 設)</p> <p>(4) (省 略)</p> <p>5～6 (省 略)</p> <p style="text-align: right;"><u>2017年5月1日</u></p>	<p>第3条 (登 録)</p> <p>1～3 (現行通り)</p> <p>4 当社は、登録希望者が、以下の各号のいずれかの事由に該当する場合は、登録を拒否することがあります。</p> <p>(1)～(3) (現行通り)</p> <p><u>(4) 他の仮想通貨交換業者等の役職員である場合 (当社が認めた場合を除きます。)</u></p> <p><u>(5) 仮想通貨交換業を営んでいる又は営む予定の法人である場合 (当社が認めた場合を除きます。)</u></p> <p>(6) (現行通り)</p> <p>5～6 (現行通り)</p> <p style="text-align: right;"><u>2017年7月31日</u></p>